みずほ文化センター使用料・損料改定のお知らせ

みずほ文化センターの使用料について、平成31年(2019年)10月に行われる消費税および地方消費税の税率の引き上げに伴い、平成31年(2019年)10月1日から改定いたします。

改定後の使用料は、10月1日以降に使用申請されたものから適用します。それまでに使用申請されたものは、使用日が10月1日以降であっても従前の使用料を適用します。

よろしくご理解の程お願いいたします。

改定後の使用料(平成31年(2019年)10月1日以降に使用申請されたものに適用します。)

◇会場使用料◇

区分		午前	午後	夜間	午前·午後	午後·夜間	全日	
		8:30~12:00	13:00~17:00	18:00~21:00	8:30~17:00	13:00~21:00	8:30~21:00	
多目的	平日	電動椅子•	円	円	円	円	円	円
ホール		舞台使用	10,570	15,600	14,970	23,460	27,550	37,400
		舞台使用 7,430 10,880		10,470	16,430	19,370	26,180	
	ホールのみ		5,330	7,850	7,430	11,730	13,820	18,750
	使用							
	休日等	電動椅子・	13,720	20,320	19,480	30,480	35,820	48,600
		舞台使用						
		舞台使用	9,630	14,230	13,610	21,360	25,030	34,030
		ホールのみ	6,900	10,150	9,730	15,280	17,900	24,400
		使用						
楽屋		930	1,030	830	1,770	1,670	2,610	
練習室(1)		830	930	730	1,770	1,560	2,300	
練習室(2)		620	620	520	1,150	930	1,560	
練習室(3)		410	520	410	730	730	1,150	
展示コーナー		830	930	730	1,770	1,560	2,300	

- ① この表中「休日等」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日および曜日をいいます。[国民の祝日に関する法律]
- ② 楽屋は、多目的ホールを使用する場合に限り、使用できます。ただし、多目的ホールの使用に支障を来さない場合は、この限りではありません。
- ③ 入場料もしくはこれに類するものを徴収する場合または営利を伴う催物を開催する場合は、この表に定める額に 50 パーセントを加算した金額(入場料またはこれに類するものが 1,000 円以下の場合にあっては、30 パーセントを加算した金額 とします。
- ④ 多目的ホールを舞台練習または準備のために使用する場合は、この表に定める額の50パーセントの金額とします。
- ⑤ 使用許可を受けた時間区分(以下「使用時間」という。)を延長して使用する場合の使用料等は、次のとおりとします。
 - (1) 使用時間を延長して使用できる時間は、1時間以内とします。
 - (2) 使用時間を延長して使用する場合の使用料は、延長時間 1 時間(1 時間未満の端数は、30 分以上をもって 1 時間とみなします。以下同じ。) につき使用許可を受けた時間区分の使用料に 30 パーセントを加算した金額とします。ただし、規定時間外(午前 8 時 30 分以前および午後9時以降の時間をいう。)に延長して使用する場合は延長時間 1 時間につき夜間区分の使用料に 50 パーセントを加算した金額とします。
- ⑥ 10円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てます。

◇冷暖房損料◇

区分	冷房(円)	暖房(円)	
多目的ホール	1,670	1,460	
楽屋	50	50	
練習室(1)	50	50	
練習室(2)	50	50	
練習室(3)	50	50	

① この表に掲げる冷暖房損料は、1時間までの金額です。

◇附属設備等損料◇

	Σ	区 分	単位	使用料(円)	備考
舞台設備		音響反射板	1式	2,080	組立式
	平台	4尺×6尺	1枚	310	
		2尺×6尺	1枚	210	
	木台 組立台 開き足		1台	20	
			1式	210	
			1台	100	
		箱足	1台	50	
		毛せん	1坪	100	
		上敷	1間	50	
	指揮者台 譜面台 地がすり		1式	210	指揮者用譜面台を含む。
			1台	50	折り畳み式
			1枚	1,030	黒
		蹴込み幕		50	
	幕類 舞台看板		1枚	520	
			1枚	210	
		国旗•市旗	1枚	100	
		演台	1式	310	花台を含む。
		司会者台	1台	210	
		めくり台	1台	100	
音響設備	拡声装置		1式	2,080	
		スピーカー	1台	520	ステージ・モニター
	マイクロホン	Α	1本	730	
		В	1本	520	
	ワイヤレスマイクロホン レコーダー 音響周辺機器 補助ミキサー マイクスタンド ダイレクトボックス 録音料		1本	520	
			1台	520	
			1台	520	
			1本	520	8 c h
			1本	50	
			1台	100	
			30 分毎	100	録音機、テープ別
	簡易ワイヤレスアンプ(マイク 1 本付き)		1式	520	
照明設備		ボーダーライト	1列	520	
	ロアホリゾントライト		1列	520	
	アッパーホリゾントライト		1列	830	
	ピンスポットライト		1台	310	ランプピン
	スポットライト	1 k W	1台	310	
		500W	1台	260	
	照明Aセット	シーリングライト×1 列 サスペンションライト×1 列	1式	4,180	
	照明Bセット	シーリングライト×1 列 サスペンションライト×2 列	1式	7,330	
		効果器	1台	1,030	
		ミラーボール	1台	520	
 その他設備	1	セミコンサートピアノ	1台	2,080	調律料は含まない。
		ピアノ 椅子	1台	50	
	プロジェクター		1台	1,030	
	映像周辺機器		1台	520	

持込器具	1 k W	100	
長机	1 脚	50	
椅子	1 脚	30	
座布団	1枚	30	
高座用座布団	1枚	50	
姿見	1台	100	
パネル	1枚	100	
スクリーン(舞台用)	1幕	1,030	
スクリーン(三脚)	1幕	520	
ホワイトボード(大)	1台	100	
ホワイトボード(小)	1台	50	

- ① この表に掲げる附属設備等損料(録音料を除く。)の額(以下「基本損料」という。)は、条例別表に掲げる時間の区分 1 区分当たりの額とします。ただし、「午前・午後」および「午後・夜間」については 2 区分、「全日」については 3 区分として計算します。
- ② 使用許可を受けた時間を延長して使用する場合の附属設備等損料は、基本損料に、延長時間 1 時間(1 時間未満の端数は、30 分をもって 1 時間とみなします。)につき 30 パーセントに相当する額を加算した金額とします。
- ③ 舞台技術およびピアノ調律等のため、外部から人員を雇う場合は、実費を徴収します。
- ④ カラーフィルターおよび各種消耗品費は、実費を徴収します。
- ⑤ 10円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てます。